



## 2. 従業員の賃金引き上げの助成金もあります

---

「働き方改革」を支援する助成金は各種ありますが、職場の生産性の向上を通じて従業員の賃金を上げた企業に対して支給される助成金があります。

具体的には、生産性向上に向けた設備投資等を行い、職場内で最低額の従業員の賃金を1時間当たり30円以上引き上げた中小企業に対して、最大100万円が支給される「業務改善助成金」です。

この生産性向上に向けた設備投資等には、従業員の教育訓練費や経営コンサルティング経費も含まれており、幅広い措置に助成がされますので活用をご検討ください。

こちらも予算には限りがありますのでお早めに。

また、具体的にどうやって生産性向上に向けた設備投資等をすればよいのか相談したい場合は、「宮城働き方改革推進支援センター」にお気軽に問い合わせください（無料）。

### ●業務改善助成金

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11200000-Roudouki-junkkyoku/30nendo.pdf>

### ●宮城働き方改革推進支援センター

<http://miyagi-hatarakikata.com/>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8834）

---

## 3. 精神・発達障害のある従業員の応援方法の講座

---

各企業では、精神障害・発達障害のある方々の雇用が、年々増加してきております。

このような中で、各企業に義務付けられている障害者雇用率も、今年度より2.0%が2.2%に拡大されましたが、これは精神障害者（発達障害者含む）が、企業が雇うべき障害者の範囲に含まれることになったことによります。

精神障害・発達障害のある方々が安定して働き続けるようにするためには、何よりも、職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上で配慮があることが重要です。

といっても、はじめてのことだと、なかなかわかりことだらけですよ。そこで、精神障害・発達障害のある方がいらっしゃる職場や、これから受け入れようと検討されている職場の同僚や上司の方を対象として、精神障害・発達障害に関して正しく理

解いただき、職場における応援者（「精神・発達障害者しごとサポーター」といいます）となっていた  
だくための講座を開催します。

この機会に講座に参加して、理解を深めてはいか  
がでしょうか。

●講座のお知らせ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/redirectpage20180521shigotosupporteryouseikouza.html>

【お問合せ先】職業対策課（022-299-8062）

---

#### 4. 高年齢者雇用状況報告書の様式が変わりました

---

いまの高年齢者は昔と違って元気にバリバリ働ける人が増えています。一方少子化のために若年労働力人口が減っていますので、人手不足の対応策としては、高年齢者の力をどうやって活かすかという工夫がとても大切になってきています。

現在、高年齢者雇用安定法では、各企業に対して、労働者全員が65歳まで働けるような再雇用や定年引上げの措置をとることが義務付けられているとともに、高年齢者雇用の実態について毎年6月1日現在でハローワークに報告することが義務付けられています。

今年もこの高年齢者雇用状況報告の時期が近付いて参りましたが、今年からは若干様式が変更になっています。

これは、政府の「働き方改革実行計画」の中で、企業内での高齢者雇用の在り方について平成32年度に再検討するものとされていることから、65歳を超える高年齢者の雇用の現状について把握する必要があります。

報告用紙は概ね30人以上規模の企業に郵送されますので、ご提出をよろしくお願いいたします。

詳しくは下記のリンク先をご覧ください。

●様式変更に関するリーフレット

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/redirectpage20180501kourei61youshikikaitei.html>

【お問合せ先】職業対策課（022-299-8062）

---

## 5. 労働保険料の納付は口座振替が便利です

---

今年も6月1日から、労働保険料の納付（年度更新）の手続が始まりますが、貴社ではどんな方法で納付していますか。現金納付やインターネットバンキングも可能ですが、口座振替がもっとも便利です。

口座振替は、既に会社の口座を開設している金融機関に申込をすることでご利用できるようになります。手数料がかかりませんし、なにより通常の納期限より最大約2カ月ゆとりができます。引き落とし前にハガキでお知らせしますし、引き落とし後は、結果をハガキでお知らせします。

この機会に、是非ご検討ください。

なお、口座振替については、申込締切日がありますのでご注意願います。詳しくは下記をご覧ください。

### ●労働保険料等の口座振替納付

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudouki\\_junkyoku/0000149893.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudouki_junkyoku/0000149893.pdf)

【お問合せ先】労働保険徴収課（022-299-8842）

---

### ★バックナンバー

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141.html>

---

### ★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
- ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
- ・文字は、1行の文字数が23文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
- ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
- ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっております。返信できません。

- ・携帯メールには対応していません。
- ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

---

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1  
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

---